

株 主 各 位

東京都足立区六町四丁目12番12号
デリカフーズホールディングス株式会社
代表取締役社長 大崎 善保

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスのまん延状況等を鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、例年どおり開催することといたしました。

なお、株主総会会場では新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を講じる予定ではございますが、株主の皆様をの安全を第一に考え、当日の健康状態に不安のある方は、来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、「書面（郵送）」又は「インターネット」（※）により2022年6月21日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

※本年度よりインターネットによる議決権行使が可能となりました。お手続きについては後記の株主総会参考書類を3～4ページをご参照ください。

敬 具

株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の感染のまん延状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、消毒やマスク着用等の感染防止に最大限のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

上記対応等につきまして、開催当日までの変更等はインターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

当社ウェブサイト (<https://www.delica.co.jp/ir/>)

記

1. 日 時 2022年6月22日(水曜日)午前10時
(受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号(サピアタワー5階)
ステーションコンファレンス東京503ABCD会議場

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第19期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした書類の一部であります。
- ◎ 招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.delica.co.jp/ir/>)

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、T L S 暗号化通信を指定されていない場合等、p r o x y サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月21日（火曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
 - ・ セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(自 2021年4月1日)
至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出など社会活動の制限が続く中で、ワクチン接種の進展により段階的に社会活動が正常化していく動きもみられたものの、引き続き新たな変異ウイルスの拡大リスク等が残り不安定な状況であることに加えて、ウクライナ情勢の変化などによる原材料価格の高騰や為替の影響による輸入物価の上昇が国内経済を下振れさせることにも留意が必要な状況であり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する食品関連業界におきましても、巣ごもり消費を背景に、大手量販店・食品スーパー等家庭内消費中心の業態や外食産業でもテイクアウト中心の業態等は比較的底堅い推移をした一方で、休業や営業の短縮を強いられた飲食店等では需要の低迷が続きました。加えて、前述の原材料価格と輸入物価の上昇も懸念されることから、引き続き予断を許さない経営環境が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社グループにおきましては、引き続き従業員や取引先様等の感染防止を最優先としながら、仕入・在庫の厳格管理、廃棄ロスの削減、物流ルート再編による効率化を図る一方で、新規・深耕の営業活動を積極的に推進し、テイクアウト、ドライブスルー、宅配・デリバリー、専門店等のコロナ禍に強い業態や、既存外食以外の中食、小売・量販、給食等への拡販に注力いたしました。

また、昨年5月に発表しました新中期経営計画「Transformation 2024」につきましては、基本方針である「事業ポートフォリオの変革」、「青果物流通インフラの構築」、「サステナビリティ経営の推進」を実現すべく、それぞれの施策を推進しておりますが、特に、新規・深耕の営業活動を積極的に推進することで、事業ポートフォリオの変革を計画より早く進捗させており、アフターコロナの環境に適応する強固な社内体制の整備を着実に進めております。

さらに、新規事業のB to C ビジネスにおきましては、デリカフーズ長崎株式会社の子会社である宅配業者向けミールキット製造販売事業に加えて、今年3月には関連会社であった株式会社青果日和研究所を100%出資の連結子会社とする一方で、昨年設立した楽彩株式会社におきまして、一般消費者向けミールキット販売事業の立ち上げを周到に準備することで、今後の事業拡大に向けた体制整備を行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は39,788百万円（前期比25.4%増）と増収となりましたが、利益につきましては、特に新型コロナウイルス感染症拡大が影響した上期の損失を下期の環境改善で補うまでには至らず、営業損失が397百万円（前期は1,467百万円の営業損失）、経常損失が242百万円（前期は1,031百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は746百万円（前期は953百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。なお、半期ベースでの経

常利益では、上期（2021年4月～9月）は経常損失611百万円であったのに対して、下期は（2021年10月～2022年3月）は経常利益368百万円と黒字を確保しております。

足下では、新型コロナウイルス感染症拡大は減速傾向にあるもの予断を許さない状況である上に、世界的な原料価格上昇や円安等の影響による景気の下振れリスクもあり、引き続き不透明な状況が継続するものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは2021年5月に公表した新中期経営計画である「Transformation 2024」を着実に遂行することで、事業環境の変容に対応し、更なる成長モデルを確立すると共に、SDGsの潮流に適応した真に社会に望まれる「農」と「健康」を繋ぐ創造企業へのトランスフォーメーションを果たしてまいります。

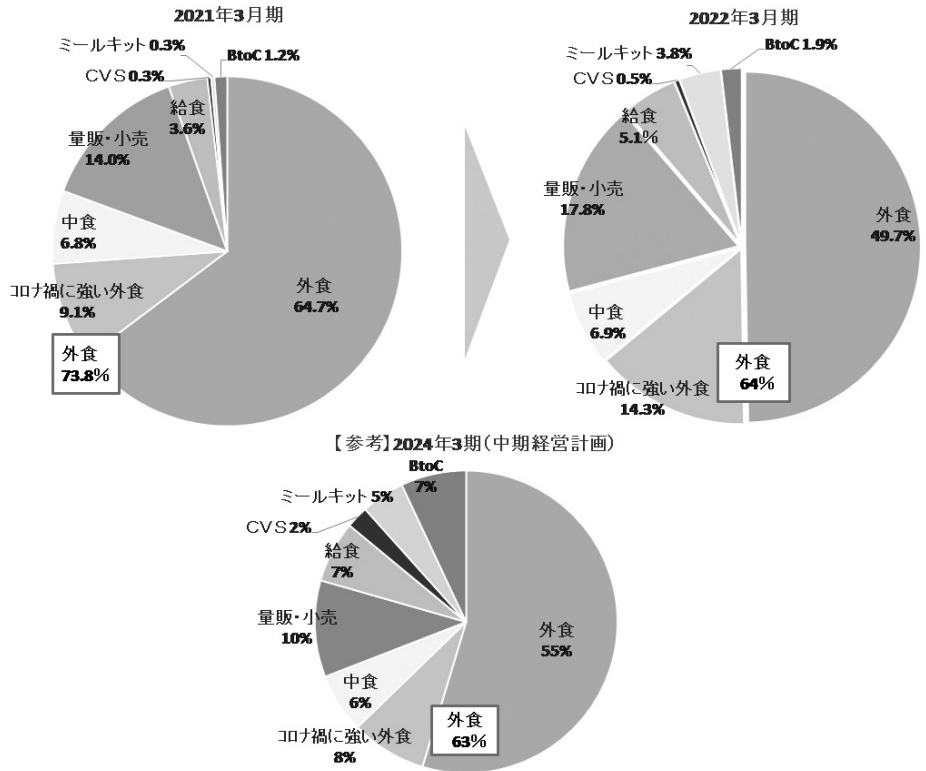
【事業ポートフォリオの変革】

一昨年度より注力してきた新規・深耕の営業活動の成果により、テイクアウト、ドライブスルー、宅配・デリバリー、専門店等のコロナ禍に強い業態や、既存外食以外の中食、小売・量販、給食等への拡販が進展し、事業ポートフォリオの変革は計画を上回るスピードで進捗しております。今年度につきましても、引き続きアフターコロナを見据えたポートフォリオ戦略を強化し取引拡大を図ってまいります。

また、BtoC事業ではデリカフーズ長崎株式会社における宅配事業者向けミールキット事業を推し進めるとともに、連結子会社化した株式会社青果日和研究所の「青果日和」ブランドによる一般消費者向けEコマースビジネスを拡充してまいります。さらに、昨年8月に設立した楽彩株式会社では、「楽彩」ブランドによる一般消費者向けミールキット販売事業を今年4月より本格的に開始しました。

「楽彩」では、“楽しんで 楽しく 食卓を彩る”をコンセプトに、グループ企業のデリカフーズ株式会社が調達する「おいしくて新鮮な野菜」、R&D部門であるデザイナーフーズ株式会社と株式会社メディカル青果物研究所が保有する「メニュー提案力」や「野菜成分分析の研究開発力」、エフエスロジスティクス株式会社が保有する全国を網羅した「コールドチェーン物流」、これらを融合して創出した『ピックアップショッピングサービス』のビジネスモデルで、一般消費者の皆様に新たな食のライフスタイルを提供いたします。今後、販売代理店として提携する企業・業態を増やすことで事業の拡大を加速してまいります。

【事業ポートフォリオの変遷】



【青果物流通インフラの構築】

当社グループは、現在、全国で直営17拠点とエリア企業とで、約3万店舗/日へのデリバリー体制を構築しておりますが、需給逼迫地区や新設地区対応として新中期経営計画においては、3拠点（関東地区、関西地区、中国地区）の増設を計画しております。候補用地も具体化しつつあり、今後計画を実行に移してまいります。

また、物流子会社であるエフエスロジスティクス株式会社においては、幹線便の定期運行と自社車両での配送比率引き上げにより一層の効率化を図ると同時に、他社の配送を請け負う物流事業も拡充してまいります。

さらに、AIやRPAによるイノベーションを導入したDXの推進も加速させてまいります。

【サステナビリティ経営の推進】

当社グループは、これまでカット野菜、真空加熱野菜、ミールキット等の商品ラインナップを拡充することで、規格外の野菜の利用を促すなどフードロス低減及び農業の支援に貢献してまいりました。2022年4月には愛知事業所内に冷凍野菜工場を新設し稼働開始しており、冷凍に適した品種の野菜を商品化し当該工場の生産を拡大させることで、サプライチェーンにおけるフードロス低減に、より一層貢献してまいります。

また、活力ある人材マネジメントの実践として、昨年度から『女性活躍推進プロジェクト』を立ち上げて多様な人材が活躍できる環境整備を推進すると同時に、「個人の幸福と会社の繁栄を繋ぐ人材育成環境の構築」を目的に2022年4月より『キャリア推進室』を新設。各階層の研修制度をより一層充実させることで、次世代リーダーを育成するとともに、若手・中途含めた全従業員を対象にした「人財」の育成を加速させてまいります。

さらに、2021年12月には取締役の指名及び報酬にかかる手続きについて客観性・透明性を確保するための仕組として、『指名報酬委員会』を新設してガバナンス体制を強化いたしました。

当社グループは、引き続きSDGsの精神とともに、持続可能な青果物流通ビジネスを創出することで、世界的目標達成に貢献してまいります。

先行き不透明な状況ではございますが、以上の取り組みを推し進めることにより、新中期経営計画の第2期目であります2023年3月期の業績につきましては、売上高40,500百万円、営業利益230百万円、経常利益300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益180百万円を予定しております。

なお、新中期経営計画最終年度の数値目標につきましては変わりなく、2024年3月に売上高45,000百万円、経常利益1,000百万円を計画しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において1,075百万円の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む。）を実施いたしました。主な内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要な設備

- ・当 社 土地
- ・連結子会社 建物・機械（デリカフーズ株式会社 愛知事業所冷凍工場）

(3) 資金調達の状況

当社グループは設備投資及び借入金の返済等に必要な資金は、自己資金のほか金融機関からの借入によっております。

(4) 対処すべき課題

依然として厳しい経営環境が継続するものと懸念される状況下、当社グループは、保有する経営資源を最大限に発揮し新たな成長を遂げるために、昨年5月に打ち出しました新中期経営計画「Transformation 2024」の各施策に取り組んでおります。本計画を着実に遂行すると同時に、グループの対処すべき喫緊の課題を以下の通りとし、更なる成長モデルを確立するとともに、SDGsの潮流に適応した真に社会に望まれる『農と健康を繋ぐ創造企業』を目指し、果敢に取り組んでまいります。

① 事業ポートフォリオの変革 ～新中期経営計画基本方針

（上述の通り）

② 調達機能の強化

足下では、新型コロナウイルス拡大の影響による物流システムの混乱及びウクライナ情勢の変化などによる原材料価格の高騰や為替の影響による輸入物価の上昇などが顕在化しており、当社グループの属する食品関連業界におきましても、国際競争における調達機能の強化が喫緊の課題となっております。

このような情勢を踏まえ、当社グループは、国内産地である契約農家との関係強化及び新規開拓、輸入原料における臨機応変な調達ルートの確保、貯蔵システムの開発・拡充などの施策を推進すると同時に、愛知事業所内にて新設した冷凍野菜工場も活用していくことで、より安定的な供給体制の構築と青果物流通におけるインフラの役割強化を果してまいります。

③ 強固な財務基盤の構築

依然、終息時期の見えない新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢等に起因した原材料高騰や円安等、厳しさを増す環境の中、当社グループは、仕入・在庫の厳格管理、廃棄ロスの低減、物流ルート再編や時間外労務費の縮小等、徹底した効率化を推し進めると同時に、新規・深耕の営業活動強化にてコロナ禍に強い業態への拡販に注力。事業ポートフォリオの変革を計画より早く進捗させ、強固な収益基盤の構築に努めてまいりました。

引き続き収益基盤の強化にて、財務体質のより一層の強化を推し進めて参ります。

なお、財務面に関しましては、2022年3月期末時点で手元流動性としての現預金約45億円を確保していることに加えて、株式会社三菱UFJ銀行との間で締結しております総額10億円のコミットメントライン契約は、機動的な資金確保を目的に継続しております。引き続き安定した調達パイプを維持しつつ、強固な財務基盤の構築を図ってまいります。

④ サステナビリティ経営の推進 ～新中期経営計画基本方針
(上述の通り)

⑤ コーポレートガバナンスの充実

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの精神を尊重し、各原則を実施するための各種施策を実行してまいりました。2021年12月に提出したコーポレートガバナンス報告書では、求められる83項目の原則のうち1項目（補充原則1-2④議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）を残し全て遵守（コンプライ）し、最後の1項目も今回の株主総会にて充足いたします。

足下では、多様性の観点から「女性活躍推進プロジェクト」や「国際人財室」を新設、審議プロセスでの透明性と客観性確保の観点では「指名報酬委員会」を設置、さらに、個人の幸福と会社の繁栄を繋ぐ人財育成環境の構築を目的とした「キャリア推進室」を設置する等、ガバナンス強化に必要な体制整備を進めており、より高度なコーポレートガバナンスの確立に努めてまいります。

【ご参考】当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「効率的且つ健全な企業経営を可能にするシステム」との基本的認識から、コーポレートガバナンスの充実を図り、株主の権利を重視するとともに、社会的信頼に応えるため、取締役及び監査役制度を軸として、経営の健全性の維持と透明性を確保していく所存であります。経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築し、役職者全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示、経営の公正性、意思決定の迅速化に取り組みます。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係を目指し、企業価値を高めてまいります。

また、当社は、日頃の業務を適正に運営するための指針として「行動規範」を制定しております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千 円)	39,448,215	40,413,389	31,725,670	39,788,128
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千 円)	685,765	571,677	△1,467,329	△397,125
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千 円)	761,158	641,647	△1,031,777	△242,716
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	459,703	360,811	△953,290	△746,543
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	31.18	24.46	△64.59	△50.57
総 資 産 (千円)	19,807,206	21,873,425	22,632,897	22,945,838
純 資 産 (千円)	7,847,441	8,023,027	7,116,785	6,236,870
1株当たり純資産額(円)	532.14	543.80	482.06	422.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、適用にあたり収益認識基準等第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(6) 親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
デリカフーズ株式会社	96,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デザイナーフーズ株式会社	20,000千円	100%	食に関する機能性研究とコンサルティング
エフエスロジスティックス株式会社	82,000千円	100%	貨物自動車運送業
株式会社メディカル青果物研究所	24,000千円	100%	食品の成分分析
デリカフーズ北海道株式会社	10,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デリカフーズ長崎株式会社	10,000千円	100%	ミールキットの製造販売
楽彩株式会社	50,000千円	100%	ミールキットの販売
株式会社青果日和研究所	50,000千円	100%	青果物の販売

(注) 当社は、2021年8月27日に楽彩株式会社を子会社として設立いたしました。

また、2022年3月11日に持分法非適用の関連会社であった株式会社青果日和研究所の全株式を取得し、子会社化いたしました。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
デリカフーズ株式会社	東京都足立区六町四丁目12番12号	1,202,266千円	4,347,023千円

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は持株会社として、子会社6社及び孫会社2社を統括・管理しております。
当社グループの主要な事業は、以下の通りです。

青果物事業においては、主にホール野菜の販売、カット野菜及びミールキットの製造及び販売を行っております。

物流事業においては、主に青果物等の食品配送サービスを行う物流事業を行っております。

研究開発・分析事業においては、食に関する商品開発コンサルティングサービス及び受託分析サービス等を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

会社名	事業所名	所在地
デリカフーズ株式会社	東京事業所 (東京FSセンター)	東京都足立区
〃	神奈川事業所	神奈川県大和市
〃	西東京事業所	東京都昭島市
〃	仙台事業所	宮城県仙台市宮城野区
〃	愛知事業所	愛知県弥富市
〃	大阪事業所	大阪府茨木市
〃	兵庫事業所	兵庫県加古郡稲美町
〃	奈良事業所	奈良県磯城郡田原本町
〃	九州事業所	福岡県宗像市
デリカフーズ北海道株式会社	本社事業所	北海道札幌市白石区
デリカフーズ長崎株式会社	本社事業所	長崎県諫早市

(9) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
651(1,838)名	50名増(33名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. パート及び嘱託は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	4,130,807千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,909,037千円
株式会社みずほ銀行	1,792,185千円
株式会社三井住友銀行	1,155,430千円
株式会社埼玉りそな銀行	717,181千円
株式会社中京銀行	350,000千円

- (注) 1. 2022年3月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。
2. 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約及び、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。
コミットメントライン契約及び当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|-------------|
| 当座貸越極度額 | |
| 及び貸出コミットメントの総額 | 4,050,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,200,000 〃 |
| 差引額 | 1,850,000千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社連結子会社であるデリカフーズ株式会社を存続会社とし、当社連結子会社であるデリカフーズ北海道株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施することを承認決議しました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数及び株主数 (2022年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 14,763,236株 (自己株式108,764株を除く。) |
| ③ 株主数 | 10,769名 |
| ④ 単元株式数 | 100株 |

(2) 大株主（上位10名）（2022年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
館本 篤志	2,038,900株	13.81%
館本 勲武	1,614,600株	10.94%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,172,900株	7.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	612,700株	4.15%
大崎 善保	385,900株	2.61%
S M B C日興証券株式会社	369,700株	2.50%
エア・ウォーター株式会社	219,400株	1.49%
野村 五郎	189,800株	1.29%
丹羽 真清	185,500株	1.26%
デリカフーズグループ従業員持株会	162,900株	1.10%

（注） 当社は、自己株式108,764株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大崎善保	デリカフーズ㈱ 取締役 ㈱メディカル青果物研究所 代表取締役社長 デリカフーズ北海道㈱ 取締役 デリカフーズ長崎㈱ 取締役 ㈱青果日和研究所 代表取締役社長 楽彩㈱ 代表取締役社長
取締役会長	舘本勲武	
取締役	小林憲司	デリカフーズ㈱ 代表取締役社長 楽彩㈱ 取締役
取締役	仲山紺之	デザイナーフーズ㈱ 取締役 ㈱青果日和研究所 監査役 デリカフーズ長崎㈱ 監査役 楽彩㈱ 監査役
取締役	尾崎弘之	国立大学法人神戸大学大学院 教授 ㈱パワーソリューションズ 取締役監査等委員 日本ベンチャー学会理事 文部科学省核融合科学技術委員会委員 ㈱シマブンコーポレーション 社外取締役
取締役	柴田美鈴	弁護士 SOMPOホールディングス㈱ 社外取締役 ㈱スペースバリューホールディングス 社外取締役
常勤監査役	野村五郎	デリカフーズ㈱ 監査役 デザイナーフーズ㈱ 監査役 ㈱メディカル青果物研究所 監査役 エフエスロジスティックス㈱ 監査役
監査役	森田雅也	公認会計士 りんく税理士法人 代表社員 ㈱リンクマネジメント 代表取締役 ジャニス工業㈱ 取締役監査等委員
監査役	三島宏太	弁護士 愛知県弁護士会広報委員会副委員長 株式会社アズクリエティブ 取締役監査等委員 株式会社コムテック 取締役監査等委員

- (注) 1. 柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
2. 取締役尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役森田雅也氏及び三島宏太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役森田雅也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
大 崎 善 保	デザイナーフーズ㈱取締役	—	2022年6月2日
小 林 憲 司	デリカフーズ北海道㈱代表取締役社長	—	2022年6月2日
仲 山 紺 之	デザイナーフーズ㈱監査役	デザイナーフーズ㈱取締役	2022年6月2日
仲 山 紺 之	㈱メディカル青果物研究所監査役	—	2022年6月2日
仲 山 紺 之	—	デリカフーズ長崎㈱監査役	2022年6月2日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役及び社外監査役含むメンバーで構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議によることとしております。

当該決定方針は、「基本方針」、「基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」、「業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」、「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」及び「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」により構成されております。

「基本方針」においては、業績連動報酬制度の採用のほか、報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、報酬規範を規定しています。

「基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」においては、業務執行取

取締役の報酬について、取締役としての役位、担当職務、業績、貢献度、在任年数及び同規模若しくは同業種の企業における報酬水準等を総合的に勘案し適正な金額となるよう算定すること及び、各取締役の担当職務の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定する役割等級に応じた金額とすること等を定めております。

「業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」においては、業績連動報酬等について、基本報酬（金銭報酬）に個別の取締役の前年度の実績、業績数値及び個人考課に応じて一定の範囲内で加算することで取締役個人の成果に報いること及び、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とすること等を定めております。

「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」においては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、役位、担当職務、業績、将来予測等を踏まえ、インセンティブとして最も適切な支給割合とすることを定めております。

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」においては、取締役の個人別の報酬額の決定プロセス等について定めております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が原案を作成し、取締役評価委員会及び指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め多角的に検討しており、代表取締役も基本的にその答申を尊重することとされておりますので、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第2回定時株主総会において年額2億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります（決議当時、社外取締役は選任されていません）。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第15回定時株主総会において、株式報酬の額を年額1千万円以内、株式数の上限を年16,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

なお、監査役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第2回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である大崎善保が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して個人別の報酬等を決定するものです。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役が最高経営責任者として各取締役の職務遂行等を総覧し、評価する者として相当の識見を有すると取締役会が判断したことによります。

また取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役が作成した原案について取締役評価委員会及び社外取締役及び社外監査役含むメンバーで構成される指名報酬委員会への諮問と答申の尊重を必須としていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会において監査役の協議で決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取 締役)	90,144 (4,200)	90,144 (4,200)	—	6 (2)
監査役 (うち社外監 査役)	10,800 (3,600)	10,800 (3,600)	—	3 (2)

(注) 当社は非金銭報酬等として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする、譲渡制限付株式報酬を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

① 譲渡制限期間

当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を割当を受けた日より30年間から35年間までの間で取締役会が予め定める期間とします。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社のグループ会社の役員等の地位を退任又は退職した場合、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に継続して当社又は当社のグループ会社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社のグループ会社の役員等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役尾崎弘之氏の兼職先である国立大学法人神戸大学大学院、株式会社パワーソリューションズ及び株式会社シマブンコーポレーションと当社との間には重要な関係はありません。

社外取締役柴田美鈴氏の兼職先であるSOMPOホールディングス株式会社及び株式会社スペースバリューホールディングスと当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役森田雅也氏の兼職先であるりんく税理士法人、株式会社リンクマネジメント及びジャニス工業株式会社と当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役三島宏太氏の兼職先である株式会社コムテック及び株式会社アズクリエイティブと当社との間には重要な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び主な活動状況（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む）

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役	尾崎 弘之	当事業年度開催の取締役会全15回の全てに出席しております。尾崎氏には、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当該視点に基づく監督機能を果たすことを期待されております。 当事業年度においては、特に新規事業に関する案件等で取締役会で積極的に発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外取締役	柴田 美鈴	当事業年度開催の取締役会全15回中14回出席しております。柴田氏には、弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当該視点に基づく監督機能を果たすことを期待されております。 当事業年度においては、特に新会社設立に関する案件等で取締役会で積極的に発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外監査役	森田 雅也	当事業年度開催の取締役会全 15回の全て、また監査役会全13回の全てに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、主に経理・財務や税務についての発言を行っております。
社外監査役	三島 宏太	当事業年度開催の取締役会全15回の全て、また監査役会全13回の全てに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスについての発言を行っております。

③ 情報交換・認識共有に関する事項

当社の社外役員（社外取締役2名・社外監査役2名）は、それぞれの専門的知見を経営に活かすため、月に一度社外役員会議を開催し、情報の共有と意思疎通を図っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、事業年度ごとの監査報酬等の額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度額とすることを定めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務運営の適正化を確保するための基本方針として2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり決議し、運用しております。

① 内部統制基本方針

当社では、2005年8月に「デリカフーズグループ行動規範」、「企業行動憲章」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は事業リスクを部門ごとに管理する危機管理委員会を主催し、取締役を危機管理委員会における「食品安全」、「物流安全」、「労務管理」、「労災事故対策」、「ITセキュリティ」、「経理財務」及び「人事採用」の各分科会の担当に任命し、体系的に管理しております。

また当社では、大規模自然災害の発生を想定したBCP（事業継続計画）を制定しており、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全役職員一体で危機管理及び被害防止に当たることになっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。また、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行っております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括します。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（経営本会議）を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」「企業行動憲章」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理しております。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営本会議において報告しております。

また取締役会及び経営会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

⑥ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しております。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の職務執行状況の相互チェックを行っており、各監査役は取締役会への出席を通じ取締役会付議事項や決議プロセスについて監督しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告することになっております。

また、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。なお前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換しております。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務運営の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当事業年度に開催された取締役会議事録及び添付書類は施錠管理された場所適切に保管しております。
- ・監査役による取締役会議事録及び添付書類の保管状況のチェックが定期的を実施され、安全かつ適切に管理されていることが確認されました。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業リスクを部門ごとに管理するため「危機管理委員会」、「全国管理部門会議」等の会議体を年複数回開催し、リスクの洗い出しと早期対応を進めております。
- ・景気の急激な下振れ等に対応するため、主力金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。
- ・災害発生時の人的損失を最小限に抑えるため、全ての事業所で定期的に避難訓練を実施しております。

- ・ B C P（事業継続計画）に基づく従業員の安否確認テストを実施したほか、基幹システムのバックアップ体制の整備を行っております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 執行役員やグループ会社の代表取締役に当社取締役会に出席し、意見を述べる権利を付与することで、取締役の負担を軽減し、管掌業務の執行に専念することができる体制を整えております。
 - ・ 取締役会の開催にあたり、事務局が議案の取りまとめや資料の整理を行っており、円滑で効率的な議事運営が可能になっております。
- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループ各社の取締役及び幹部従業員で構成される「経営本会議」を月1回開催し、業務報告及び情報共有を行っております。
 - ・ 当社内部監査室が当社グループの全ての会社の内部監査を担当しており、全ての監査結果は当社代表取締役、社外役員を含む取締役及び監査役に報告され情報共有されております。
- ⑤ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社グループに在籍する全ての役職員を対象とした内部通報制度を導入し、逐次情報が提供される体制を構築しております。
 - ・ 毎月開催される経営本会議では、法務担当部門から法令への適合状況が報告されております。
 - ・ 社外取締役を含む取締役及び担当部門長から成るコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の自己評価を行っております。
 - ・ 全ての役職員に対してコンプライアンス研修を実施しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役から当該要求がなされた事例はありませんが、使用人を置くことを求められた場合には、組織図上監査役会直属とすることを検討いたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 内部通報制度を利用して報告がなされた場合、受付担当部門は内容を判断の上、監査役にも報告することがあります。また当該通報者に対しては、内部通報規程により一切の不利益な取扱いが禁止されております。
 - ・ 当社では毎月1回社外監査役・社外取締役による社外役員会議が開催されています。常勤監査役は、このような場を利用して社外監査役に対して連絡・相談を行っております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は定期的に内部監査室又は会計監査人と会合を開催しております。
 - ・ 監査役の監査費用は、請求に基づき速やかに処理しております。
- (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 基本的な考え方
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。
- ② 整備状況
- 「反社会的勢力に対する宣言文」を取締役会で決議、公表するとともに全役職員への周知徹底に努めております。また、総務部門を対応窓口として、対応マニュアルの整備、社内勉強会等を行っているほか、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等の暴追センターへの加盟、弁護士、所轄警察署等の社外専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合の相談体制を整備しております。
- (4) 株式会社の支配に関する基本方針
- 当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
- 一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。
- (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を重要視しており、収益力強化による配当原資の確保を図りながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。
- 当社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、原則として、株主総会の決議による期末配当をもって剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。
- 当事業年度の配当は、当社普通株式1株につき金5円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流動資産]	9,566,461	[流動負債]	7,968,628
現金及び預金	4,536,684	買掛金	2,269,137
売掛金	4,351,806	短期借入金	2,330,000
商品及び製品	212,017	1年内返済予定の長期借入金	1,408,336
仕掛品	7,749	リース債務	151,723
原材料及び貯蔵品	135,271	未払法人税等	30,227
その他	325,559	未払金	1,596,820
貸倒引当金	△2,626	未払費用	62,146
[固定資産]	13,379,376	賞与引当金	87,625
(有形固定資産)	12,180,391	その他	32,611
建物及び構築物	5,965,085	[固定負債]	8,740,338
機械装置及び運搬具	1,519,416	長期借入金	7,724,304
土地	3,914,760	リース債務	382,425
リース資産	481,538	退職給付に係る負債	163,330
建設仮勘定	143,810	資産除去債務	293,338
その他	155,778	繰延税金負債	135,233
(無形固定資産)	101,065	その他	41,706
その他	101,065	負債合計	16,708,967
(投資その他の資産)	1,097,919	純資産の部	
投資有価証券	500,138	[株主資本]	6,118,837
長期貸付金	205,324	(資本金)	1,377,113
投資不動産	119,320	(資本剰余金)	2,171,446
繰延税金資産	23,928	(利益剰余金)	2,595,085
その他	252,583	(自己株式)	△24,808
貸倒引当金	△3,375	[その他の包括利益累計額]	118,033
資産合計	22,945,838	その他有価証券評価差額金	122,255
		退職給付に係る調整累計額	△4,221
		純資産合計	6,236,870
		負債及び純資産合計	22,945,838

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	39,788,128
売上原価	30,746,225
売上総利益	9,041,903
販売費及び一般管理費	9,439,028
営業損失	397,125
営業外収益	
受取利息	2,155
受取配当金	4,411
物品売却益	14,758
助成金収入	117,381
受取賃借料	42,152
その他	36,219
営業外費用	
支払利息	34,038
支持分による投資損失	16,997
その他	11,634
経常損失	242,716
特別利益	
固定資産売却益	344
補助金の収入	168,602
その他	947
特別損失	
減損損失	175,500
固定資産除却損	2,931
固定資産圧縮損	168,602
投資有価証券評価損	10,500
段階取得に係る差損	20,734
不動産取得税等	7,353
その他	19,621
税金等調整前当期純損失	478,067
法人税、住民税及び事業税	44,700
法人税等調整額	223,775
当期純損失	746,543
親会社株主に帰属する当期純損失	746,543

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,377,113	2,171,446	3,420,932	△24,808	6,944,684
当期変動額					
剰余金の配当			△73,816		△73,816
親会社株主に帰属する 当期純損失			△746,543		△746,543
連結範囲の変動			△5,487		△5,487
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△825,847	—	△825,847
当期末残高	1,377,113	2,171,446	2,595,085	△24,808	6,118,837

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	160,630	11,470	172,101	7,116,785
当期変動額				
剰余金の配当				△73,816
親会社株主に帰属する 当期純損失				△746,543
連結範囲の変動				△5,487
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△38,375	△15,692	△54,067	△54,067
当期変動額合計	△38,375	△15,692	△54,067	△879,914
当期末残高	122,255	△4,221	118,033	6,236,870

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	795,697	[流 動 負 債]	75,828
現金及び預金	686,336	未 払 金	30,809
前 払 費 用	5,068	リ ー ス 債 務	2,145
関係会社短期貸付金	99,999	未 払 費 用	12,317
そ の 他	4,291	未 払 法 人 税 等	21,229
[固 定 資 産]	3,551,325	預 り 金	4,529
(有形固定資産)	234,812	賞 与 引 当 金	4,796
建物及び構築物	6,801	[固 定 負 債]	22,885
車両運搬具	341	リ ー ス 債 務	6,211
工具、器具及び備品	2,663	退 職 給 付 引 当 金	16,673
土 地	217,461	負 債 合 計	98,714
リ ー ス 資 産	7,544	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	14,928	[株 主 資 本]	4,246,429
ソフトウェア	13,598	(資本金)	1,377,113
商 標 権	1,329	(資本剰余金)	2,171,446
(投資その他の資産)	3,301,584	資 本 準 備 金	1,708,600
投資有価証券	12,139	そ の 他 資 本 剰 余 金	462,846
関係会社株式	1,437,025	(利益剰余金)	722,677
関係会社長期貸付金	1,843,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	722,677
出 資 金	18	繰越利益剰余金	722,677
繰延税金資産	9,275	(自己株式)	△24,808
そ の 他	125	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	1,879
資 産 合 計	4,347,023	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,879
		純 資 産 合 計	4,248,308
		負債及び純資産合計	4,347,023

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		597,480
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	454,824	454,824
営 業 利 益		142,655
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,170	
受 取 配 当 金	188	
固 定 資 産 賃 貸 料	2,103	
業 務 受 託 手 数 料	1,286	
物 品 売 却 益	17	
そ の 他	526	9,292
経 常 利 益		151,948
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,250	
不 動 産 取 得 税 等	704	3,954
税 引 前 当 期 純 利 益		147,993
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,806	
法 人 税 等 調 整 額	400	34,207
当 期 純 利 益		113,786

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,377,113	1,708,600	462,846	2,171,446	682,707	682,707
当期変動額						
剰余金の配当					△73,816	△73,816
当期純利益					113,786	113,786
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	－	－	39,970	39,970
当期末残高	1,377,113	1,708,600	462,846	2,171,446	722,677	722,677

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△24,808	4,206,458	2,225	2,225	4,208,684
当期変動額					
剰余金の配当		△73,816			△73,816
当期純利益		113,786			113,786
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△346	△346	△346
当期変動額合計	－	－	△346	△346	39,624
当期末残高	△24,808	4,246,429	1,879	1,879	4,248,308

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5月27日

デリカフーズホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 神 山 俊 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デリカフーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5月27日

デリカフーズホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 神 山 俊 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

デリカフーズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	野村五郎
社外監査役	森田雅也
社外監査役	三島宏太

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第19期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、73,816,180円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類にかかる情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条のただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6箇月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6箇月を経過した日または前項の株主総会の日から3箇月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（6名）は、任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

6名の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
1	<p>おおぎき よしやす 大崎 善保</p> <p>(1971年9月28日) 【再任】</p> <p>所有株式数 385,900株 取締役会出席状況 15回中15回出席</p>	<p>1990年4月 小原(株)入社 1994年4月 (有)ユキモード代表取締役社長 1997年2月 デリカフーズ(株)入社 2004年4月 当社転籍 2005年1月 東京デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 転籍 2006年6月 同社取締役 2007年4月 同社常務取締役 2007年6月 当社取締役 2008年6月 (株)メディカル青果物研究所取締役 2009年4月 東京デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 取締役社長 2011年4月 同社代表取締役社長 2013年4月 (株)メディカル青果物研究所代表取締役社長 2013年4月 当社常務取締役 2017年2月 当社代表取締役社長 (現任) 2017年4月 (株)メディカル青果物研究所取締役 2018年6月 デリカフーズ(株)代表取締役 2019年11月 デリカフーズ北海道(株)代表取締役 2020年4月 同社取締役 (現任) 2020年4月 (株)メディカル青果物研究所代表取締役社長 (現任) 2020年9月 (株)青果日和研究所取締役 2020年12月 デリカフーズ長崎(株)取締役 (現任) 2021年5月 デリカフーズ(株)取締役 (現任) 2021年8月 楽彩(株)代表取締役社長 (現任) 2022年3月 (株)青果日和研究所代表取締役社長 (現任) 2022年6月 デザイナーフーズ(株)取締役 (現任)</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 大崎善保氏は、入社以来現場や管理部門の管理者を歴任し、豊富な業務経験とグループ経営に対する深い知見を有しております。2017年に当社代表取締役に就任してからも強いリーダーシップを発揮し、楽彩(株)設立に代表される新規事業の開拓など、当社グループ全体を牽引する適切な人材と判断しております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
2	<p style="text-align: center;">たちもと いきたけ 館本 勲武</p> <p style="text-align: center;">(1941年5月12日) 【再任】</p> <p>所有株式数 1,614,600株 取締役会出席状況 15回中15回出席</p>	<p>1964年4月 カーラ㈱入社 1967年10月 東海パスカルチャリート㈱入社 1979年10月 デリカフーズ㈱設立 代表取締役 1984年12月 東京デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 代表取締役 1986年5月 大阪デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 代表取締役 2003年4月 当社代表取締役社長 2004年6月 デザイナーフーズ㈱取締役 2005年6月 東京デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 取締役 2005年6月 名古屋デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 取締役 2005年6月 大阪デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 取締役 2005年6月 ㈱メディカル青果物研究所取締役 2010年6月 名古屋デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 代表取締役 2010年6月 ㈱メディカル青果物研究所代表取締役 2011年4月 名古屋デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 取締役 2013年4月 ㈱メディカル青果物研究所取締役 2013年4月 当社取締役会長 (現任)</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 館本勲武氏は、当社グループ創業者として青果物流通業の経営において豊富な経験と知識と深い知見を有しており、当社を上場企業に成長させる等、長年にわたり当社グループの発展に寄与してまいりました。引き続き当社グループの経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断しております。</p>
3	<p style="text-align: center;">こばやし けんじ 小林 憲司</p> <p style="text-align: center;">(1965年8月4日) 【再任】</p> <p>所有株式数 58,540株 取締役会出席状況 15回中15回出席</p>	<p>1990年4月 丸紅プラント㈱入社 1995年7月 ㈱シージーアイ取締役 2003年2月 東京デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 入社 2005年4月 同社営業部長 2009年6月 同社取締役 2014年4月 同社常務取締役 2014年10月 エフエスロジスティックス㈱取締役 2016年4月 東京デリカフーズ㈱ (現デリカフーズ㈱) 取締役副社長 2016年6月 当社取締役 (現任) 2018年6月 デリカフーズ㈱取締役社長 2021年5月 同社代表取締役社長 (現任) 2021年8月 楽彩㈱取締役 (現任) 2022年6月 デリカフーズ北海道㈱代表取締役社長 (現任)</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 小林憲司氏は、入社以来、営業部長、事業所長や連結子会社の役員を歴任し、2009年に当社取締役に就任後は、営業部門の担当役員として豊富な経験と高い専門性を活かし、取締役会の機能強化に貢献しております。2021年にはデリカフーズ㈱代表取締役社長にも就任し、引き続き当社グループの経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
4	<p style="text-align: center;">なかやま こんの 仲山 紺之</p> <p style="text-align: center;">(1964年 5月27日) 【再任】</p> <p>所有株式数 20,900株</p> <p>取締役会出席状況 15回中15回出席</p>	<p>1990年 4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2009年11月 同行人事部長 2013年 4月 同行西尾支店支店長兼支社長 2015年 5月 同行川越支店支店長兼支社長 2018年 7月 当社入社 2018年 9月 当社管理部部长 2019年10月 当社執行役員管理本部長 2020年 4月 デザイナーフーズ㈱取締役 2020年 6月 当社取締役（現任） 2020年 9月 ㈱青果日和研究所監査役（現任） 2021年 4月 デリカフーズ長崎㈱監査役 2021年 8月 楽彩㈱監査役（現任） 2022年 6月 ㈱メディカル青果物研究所監査役（現任） 2022年 6月 デザイナーフーズ㈱監査役（現任）</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 仲山紺之氏は、2018年の入社以来、管理本部長や連結子会社の役員を歴任し、2019年に当社執行役員就任後は、当社グループにおける管理部門の統括役として豊富な経験と高い専門性を活かし、管理部門の強化や財政基盤の維持・強化に貢献しています。当社グループの経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断しております。</p>
5	<p style="text-align: center;">おざき ひろゆき 尾崎 弘之</p> <p style="text-align: center;">(1960年 4月17日) 【再任】</p> <p>所有株式数 一株</p> <p>取締役会出席状況 15回中15回出席</p>	<p>1984年 4月 野村證券㈱入社 1990年 5月 ニューヨーク経営大学院MBA学位取得 1993年 5月 モルガン・スタンレー証券入社 1993年12月 同社ヴァイスプレジデント 1995年 9月 ゴールドマン・サックス証券入社 1998年12月 同社投信執行役員 2001年 5月 SBIホールディングス㈱入社 2004年 4月 ディナバック㈱入社 取締役CFO 2005年 3月 早稲田大学大学院博士課程修了 博士（学術） 2005年 5月 東京工科大学大学院教授 2012年 3月 ㈱パワーソリューションズ取締役監査等委員（現任） 2015年 4月 神戸大学大学院教授（現任） 2015年 6月 当社取締役（現任） 2016年 5月 ㈱ダイセキ環境ソリューション取締役監査等委員 2018年 4月 日本ベンチャー学会理事（現任） 2019年 5月 文部科学省核融合科学技術委員会委員（現任） 2022年 3月 ㈱シマブンコーポレーション取締役（現任）</p> <p>〔取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 尾崎弘之氏は、神戸大学大学院教授として環境ベンチャーのマネジメント、大企業のシニア雇用と地方創生のマッチング等を研究しており、ベンチャー経営の専門家としての知見を活かし、経営を適切に監督することが期待されています。2015年6月に当社社外取締役就任後は取締役会の運営に有用な発言をしており、引続き社外取締役として適切な職務遂行が可能であると判断しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
6	<p data-bbox="171 269 221 291">社外</p> <p data-bbox="199 309 319 347">しばた みすず 柴田 美鈴</p> <p data-bbox="176 378 333 430">(1974年 7月25日) 【再任】</p> <p data-bbox="171 536 341 642">所有株式数 一株 取締役会出席状況 15回中14回出席</p>	<p data-bbox="361 170 1013 529"> 2000年10月 第二東京弁護士会登録 米津合同法律事務所 入所 2001年11月 NS総合法律事務所 開設 2003年1月 アステラス製薬㈱社内治験審査委員会委員 2007年4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長補佐 2014年7月 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ監事(現任) 2016年4月 第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会副委員長 2017年4月 司法研修所民事弁護教官 2017年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 SOMP Oホールディングス㈱取締役(現任) 2020年6月 ㈱スペースバリューホールディングス取締役 2020年6月 日本女性法律家協会副会長(現任) </p> <p data-bbox="361 536 1013 680"> 〔取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 柴田美鈴氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的な知見を活かし、経営を適切に監督することが期待されております。2017年6月に当社社外取締役就任後は取締役会の運営やコーポレートガバナンスの向上に有用な発言をしており、引き続き社外取締役として適切な職務遂行ができるものと判断しております。 </p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。
3. 柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
4. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 当社は、尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 尾崎弘之氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
11. 柴田美鈴氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

(ご参考)

①取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続き

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有すると見込まれる候補者として取締役会で決定しております。特に社外取締役は、経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、また社外監査役は、高い専門性と独立性を活かした監査機能を通じて、取締役会の透明性を高めるとともに、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができ、企業価値の向上に貢献できる方を指名しております。

②社外役員の独立性判断基準及び資質について

当社では、東京証券取引所上場規程第436条の2に規定する独立役員であること、すなわち、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者）であり、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有する者を社外役員として選任することとしております。

③スキル・マトリックス

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上には取締役会を構成する各取締役の専門的知識や経験がバランスよく備えられていることが重要であると認識しております。この考え方のもと、取締役会が備えるべきスキルを明確化したスキル・マトリックスを作成し、多様性とバランスの確保に努めております。

スキル・マトリックスで表すスキル項目については、取締役会に求められる役割、今後の経営戦略や当社グループの持つ事業特性等を勘案して選定しております。また各スキルの有無の判断は、スキルを有すると判断するに足る高度な見識や高い実績を有するか否かを目安としております。

なお第3号議案及び第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合、各取締役のスキルは以下のとおりとなる予定です。

【スキルマトリックス：当社が特に専門性の発揮を期待する分野】

役職	氏名	社内・社外	性別	在任年数(現職)	専門性と経験							
					企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務	営業マーケティング	生産品質管理	R&D「農」と「健康」	異業種知見
代表取締役社長	大崎 善保	社内	男性	5年	●	●	●	●	●	●	●	
取締役会長	館本 勲武	社内	男性	9年	●				●	●	●	
取締役	小林 憲司	社内	男性	6年	●				●			
取締役	仲山 紺之	社内	男性	2年		●	●					●
取締役	尾崎 弘之	社外	男性	7年		●			●		●	●
取締役	柴田 美鈴	社外	女性	5年			●	●				●
監査役	田井中俊行	社内	男性	新任	●		●		●	●	●	
監査役	森田 雅也	社外	男性	6年		●						●
監査役	三島 宏太	社外	男性	5年			●	●				●

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 野村五郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、田井中俊行氏は野村五郎氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、野村五郎氏の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び監査役候補者とした理由
※ 田井中 俊行 (1964年3月29日) 所有株式数 20,600株	1987年3月 デリカフーズ(株)入社 2005年1月 当社転籍 内部監査室長 2009年2月 当社経営企画部長 2010年6月 当社執行役員経営企画部長 2012年3月 医学博士学位取得 2012年7月 (株)メディカル青果物研究所所長 2014年6月 東京デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 取締役 2019年11月 デリカフーズ北海道(株)取締役 2020年4月 同社代表取締役社長 2020年4月 デリカフーズ(株)常務取締役 2022年6月 同社監査役 (現任) 2022年6月 エフエスロジスティックス(株)監査役 (現任) 2022年6月 デリカフーズ北海道(株)監査役 (現任) 2022年6月 デリカフーズ長崎(株)監査役 (現任) [監査役候補者とした理由] 田井中俊行氏は、1987年の入社以来、経営企画部長や当社連結子会社の取締役を歴任し、かつ、医学博士としての専門的な知見も有しており、実効性の高い監査や当業界に精通した監査が期待できることから、監査役として適切な人物であると判断しております。

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 田井中俊行氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

選任決議の有効期間は、選任決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び監査役候補者とした理由
ふじい としゆき 藤井 敏行 (1961年5月10日)	1985年10月 久納隆夫会計事務所入所 1988年10月 古橋富雄会計事務所入所 1990年7月 廣嶋将一会計事務所入所 1997年12月 東海典礼(株)入社 2003年11月 東建コーポレーション(株)入社 2012年2月 (株)ケアメイトサービス入社 2013年11月 名古屋デリカフーズ(株)(現:デリカフーズ(株))入社 2016年10月 同社経理課長 2020年10月 デリカフーズ(株)管理本部課長 2021年4月 当社経理財務統括室長(現任)
所有株式数 一株	【監査役候補者とした理由】 藤井敏行氏は、2013年の入社以来、経理課長、管理本部課長、経理財務統括室長を歴任し、経理財務部門の統括責任者として深い知識と経験を活かし、同社の管理部門強化に貢献しており、当社グループの監査業務に寄与できる人材と判断しております。

- (注) 1. 藤井敏行氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤井敏行氏は社外監査役以外の監査役候補者であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。藤井敏行氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

